

入院診療費の算定方法が変わります

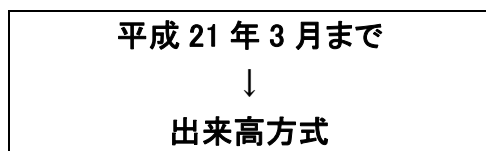
平成 21 年 2 月
与謝の海病院

与謝の海病院では、**平成 21 年 4 月 1 日以降に入院された患者様**から入院診療費の算定方法が従来の『出来高払い方式』から『**包括評価(DPC)方式**』に変更します。

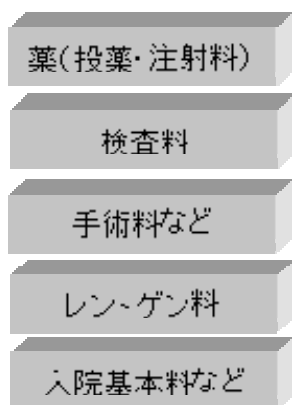
1 入院診療費算定方法の変更

当院は、平成21年4月からDPC対象病院となり、入院診療費は『**診断群分類別包括評価(DPC)による包括支払い**』へと変更になります。

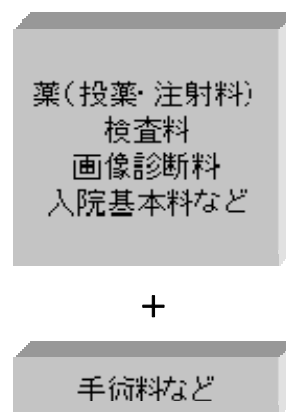
2 出来高方式と包括評価(DPC)方式



診療内容(薬・検査など)をひとつひとつ積み上げて計算する方法です。



一連の診療行為をまとめて**1日当りの包括金額(定額点数)**を基本に医療費を計算する方法です。



- ・ DPCとは、病気や病状をもとに処置等の内容に応じて厚生労働省が定めた1日あたりの定額の点数を基本に医療費を計算する方式です。
- ・ 入院中に重症化した場合などは、退院時にその調整が行われます。
- ・ 病気、病状や処置等の内容によっては、DPCでの計算方法が適用されず、従来どおりの計算となる場合があります。
- ・ 外来診療、労災保険、自賠責対象の患者さまの計算方式は、従来どおりです。

DPCについてのよくあるご質問

Q)DPCとはどのようなものですか？

A)従来は診療で行った検査、注射、投薬などの量に応じて医療費を計算する『出来高払い方式』でした。今回導入するDPC方式では病気や病状をもとに定められた1日あたりの定額の医療費を基本として全体の医療費を計算します。この1日あたりの定額の医療費は厚生労働省が定めた診断群分類と呼ばれる分類ごとに入院日数に応じて定められています。なお、手術などの医師の専門的な技術料については、これまで通りの出来高払い方式で医療費を計算され、入院に係る医療費は、定額分(包括分)と出来高を合算したものになります。

Q)いつからDPCによる計算方式にかわるのですか？

A)平成21年4月1日以降に入院された患者様が対象となります。3月31日以前から入院されている患者様については『5月31日まで』は出来高払い方式で計算します。

Q)医療費の支払い方法は変わりますか？

A)これまでは月3回請求書を発行していましたが、平成21年4月1日以降に入院されている患者様につきましては月1回の請求書発行(退院の時は退院時)とさせていただきます。

Q)DPCになると医療費はどうなりますか？

A) DPCでは病気の種類(病名)と診療内容によって1日あたりの医療費が決まるため、従来の出来高払い方式と比べて高くなることもあれば安くなることもあります。

Q)どのような人がこの制度の対象となるのですか？

A)平成21年4月1日以降に入院された患者様が対象となります。また、例外として下記の患者様は出来高払い方式で算定します。

- お産、労災、交通事故等の自由診療で入院された患者様
- 入院後24時間以内に亡くなられた患者様
- 生後7日以内に亡くなられた新生児の患者様 等

Q)全ての病名や疾患がDPCの対象になるのですか？

A)DPCの対象となる病名は厚生労働省が定めています。ただし、対象となる病名であっても定められた入院日数を超えた場合は出来高払い方式での算定になります。

Q)病名が途中で変わったときはどうなりますか？

A)入院時の病名から診療が進むことで、途中で病名が変わった(検査の結果確定した)場合は、入院初日に遡って確定した病名で医療費の再計算を行います。この場合、月をまたがって入院されている場合は既にお支払いいただいている前月までの医療費について、過不足を調整いたしますので、あらかじめご了承ください。

Q)複数の病気を治療したり、転科したときなどはどうなりますか？

A)DPCでは患者様の入院期間を通して「最も医療資源を投入した病名」によって1日あたりの医療費が決定されます。よって、複数の病気を治療したり転科したりした場合でも主治医がその中から病名を1つ選び決定します。

Q)高額療養費の扱いはどうなりますか？

A)従来通り、高額療養費の取り扱いに変更はありません。請求が月1回になりますので高額療養費限度額認定書の申請をお願いいたします。申請はご加入の保険者に確認をお願いいたします。